

政府規制等と競争政策に関する研究会報告書

(抜粋)

第5 外航海運の問題点に関する競争政策上の考え方

1 外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の在り方

(3) 外航海運に対する独占禁止法適用除外制度の在り方

以上のとおり、定期コンテナ船カルテルの適用除外制度については、①海運同盟が設定している共通運賃（タリフ）は形骸化していること、運賃以外のサーチャージに関する船社間協定や協調的な運賃引き上げ（運賃修復）には実効性があるが、船社の実コスト以上に請求している可能性があり、また、算定根拠が不明確であること、一方的に通告されるとの荷主の意見があること等から、荷主（利用者）の利益を害しているおそれがあること、②日米欧の適用除外制度の範囲は異なっており、欧州連合は、2008年10月から適用除外制度を廃止することを決定したことから、同制度を維持する理由は、今日では、成立していないと考えられる。このため海上運送法に設けられている独占禁止法の適用除外制度は、廃止することが適切である。

ただし、廃止に際しては、①廃止に伴う混乱を回避するために一定の猶予期間を設けること、②廃止後の独占禁止法の適用に関して必要と認められる場合には、ガイドラインを策定すること等の措置を講ずることが適切である。